

ＴＰＰ交渉において国会決議の絶対遵守を求める要請

ＴＰＰ交渉については、４月に日米首脳会談が行われるなど、交渉妥結に向けた気運が急速に高まってきている。

ＴＰＰ交渉にあたって政府は、昨年４月に衆参両院の農林水産委員会において採択された「環太平洋パートナーシップ(ＴＰＰ)協定交渉参加に関する決議」を絶対に遵守し、国益を確保する必要がある。

よって、ＴＰＰ交渉にあたっては下記事項の実現がなされるべく、強く要請する。

あわせて、ＴＰＰ交渉と平行して行われている各国・地域とのＥＰＡ交渉にあたっては、農業は世界各地の多様な風土の下で営まれており、土地条件、気象条件、雇用条件等農業経営者の努力だけでは克服できない埋めがたい生産性の格差が存在することから、世界各国の「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールづくりを目指して進めるとともに、国産農産物の価格や需要への影響を生じさせない対応を強く求める。

記

1. 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などわが国農業における重要品目については、関税撤廃の除外対象とすること。
2. 残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品・種子の規制、輸入原材料の原産地表示、ＢＳＥに係る牛肉の輸入措置等、国民の食の安全・安心及び食料の安定生産を確保すること。
3. 交渉の進捗状況等について広く国民に情報開示を徹底し、幅広い議論が行われるよう措置するとともに、国民の不安に対して説明責任を果たすこと。